

ヤスクニ・レポ 218

憲法改悪に反対・結集を！

代表 西川重則

1

日本でただ一人と言われる国会傍聴18年の現状にあって、戦後72年、日本国憲法施行70年の2017年の年、とくに国会の厳しい状況を直視する時、今後の国会をめぐる課題は言葉に表わせない厳しさを痛感せざるを得ない私である。

厳しい現状であることは主権者・有権者であり、私と親しい関係の人々も同じ思いを心に抱いておられることは改めて説明する必要はないと思っている。しかし私は改めてこの時点で、今後の状況について、私が痛感している想像以上に厳しい国会状況・政治状況について具体的に報告したいと思っている。言うまでもなく、日本国憲法の改正、私にとって率直に言えば、改正ではなく、日本国憲法の改悪があり得ること、その要因、背景について以下述べてみたいと思っている。

そのために、まず戦後史について、より具体的に改めて述べて理解を共有して欲しいと願っている。

戦後10年の1955年11月15日に、自民党が結成された時、党の基本方針として「現行憲法の自主的改正」を決断したことであり、その政治的決断が何を意味するかは2017年の政治状況を考えれば自明のことと言わねばならない。自民党の歴史観、自民党による国会状況を考える時、歴代内閣において日本国憲法の改正を当然視しており、何らかの改憲要望は否定できないが、安倍晋三内閣が第一次内閣として発足(2006年9月26日)する前の官房長官であった時、すでに憲法改悪と教育改悪について要望・発言していたことでお分かりと思うが、安倍国会議員は初めから憲法改正(改悪)、教育改悪を望んでいたことは十分におわかりでしょう。しかし、そうした要望は、安倍首相だけでなく、自民党の結成の時の「党の基本方針」としての決断として「現行憲法の自主的改正」を公にされていたことは無視できない政治姿勢であったことを夢忘れて

はならない。GHQによるいわゆる一種の押しつけがあったことは否定できないが、しかし戦後日本にあって、日本国憲法の成立過程を考える時、ポツダム宣言(1945年7月26日)が発表され、その内容を全面否定することは日本人として良心的にできなかったであろうし、戦前・戦争中の天皇制・国家神道体制の下にあった日本人が個の尊厳にかかわる人間としての自由が否定されていた長期にわたる歴史を学べば、ポツダム宣言が日本国憲法の前提要件として不可避の課題である個の尊厳にかかわる大切な人間論を評価せざるを得ない内容が含まれていたことから、結果的に1945年の8月9日の「御前会議開催」、「8月10日午前2時半、国体護持を条件に、ポツダム宣言受諾を決定」、「8月14日、御前会議、ポツダム宣言受諾を最終決定。天皇、戦争終結の詔書を録音」、「8月15日、天皇、戦争終結の詔書を放送(玉音放送)、第二次世界大戦終わる」という歴史的事実は周知の事実であろう。『年表 昭和・平成史 1926—2011』と題する貴重な年表が中村正則 森 武磨編によって以上のことを知ることができることを報告しておきたい。

2

さてこの時点で以上の戦後の歴史の一端を述べたのは、2017年の時点にあって、敗戦直後に成立した日本国憲法がどのような状況の下で考えられ、成立したのかを冷静に歴史的に考えて欲しいと願ったからであることを強調したかったからである。

日本国憲法的第一条を除いてすぐれた内容については、すべての日本人に具体的に知ってもらいたいことを以下改めて述べておきたい。歴史的・本質的にすべての日本人が良心的に学びを深めることによって、当然のことながら明文改正(改悪)をしようとしている安倍内閣・公明党の責任を追及すべきで

あることを率直に申し上げ、以下の要因を述べたいと思っている。

今後私にとって最も緊急かつ重要なことはアジアの国々に対して長い間侵略・加害の歴史をくり返した後、敗戦となり、アジアの国々・人々に対して、心からの反省・謝罪をし、新しい意味で、アジアの国々・人々に対して心から反省・謝罪と共に、具体的な行為としてアジアの国々・人々と心からの交流・関係を作り、相互が平和国家にふさわしい国際連帯をし、アジアの視点に立ってアジアの国々、世界の平和のために最善の努力をすることにあると私は確信している。日本の場合は、率直に言って、朝鮮に対して1910年以来、植民地支配を強行し、今もなお北朝鮮・韓国から単に植民地支配ではなく植民地支配強制と断言されている重要な日本側による、強制という不可避の文言を否定しないで心からの反省・謝罪を必要とする日本側の姿勢を態度に表わし、十分な対応が実現していない現状についての根本的な問題点が求められていることを日本人として確認すべきこと、そのために、私自身はすべての日本人が、たとえば私が心から反省・謝罪の歴史観に立って書いた『わたしたちの憲法 前文から第103条まで』（いのちのことば社発行、200

5年10月15日)の中の、全日本人に訴えた日本国憲法「前文」に明記している「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」ことを強調し、本文の各条文を意味づけ、最も重要な条文のひとつ「憲法尊重擁護の義務」(第99条)を負っている公務員、特に現在の安倍首相・内閣の果たすべき為政者の最高・最重要な同条文に対する責任課題を果たすべきことを強調したいと心から思い・願っていることを申し上げたい。

言うまでもなく、現内閣は右に述べた第99条を無視して戦後最重要な条文の一つ、第9条(戦争の放棄)を無視して、日米軍事同盟の強化路線を当然視するなど、憲法改悪を当然視し、今後の課題として政治権力を行使しようとしている。沖縄、中国に対する諸問題に対しても無責任な態度と言えよう。

最後に、天皇制国家を当然視し、日本の歴史、伝統、教育、文化その他に対しても、民主主義の本質である、佐藤功憲法学のすぐれた著者の主張を完全に無視した政治を主張してはばからない現状であることを徹底的に批判して終わりたい(2017年1月14日)。

2017年10月20日例会奨励「天の御国で最も小さい者」

マタイ11:7-15 柴田智悦牧師 (日本同盟基督教団横浜上野町教会)

イエス様は、バプテスマのヨハネに対して最高の賛辞を送っています。彼は「預言者よりもすぐれた者」です。ヨハネは最も偉大な預言者だったので、ヨハネは、実際にキリストの到来に先立ち、キリストのために道備えをし、イエス様がキリストであることをはっきりと証しました。ですから、旧約に属する最後の預言者であって、その締めくくりとして最も重要な役目を果たしたので、預言者よりもすぐれた者なのです。彼こそがマラキによって預言されていた「来るべきエリヤ」でした。

ところが、天の御国の民の立場と使命は、実は、ヨハネの立場と使命よりも大きいのです。ヨハネは、イエス様のための道を備える者とされたことで偉大でしたが、彼が天の御国の祝福を味わいながら暮らすことはありませんでした。しかし、私たちはまさに今、この地上において、天の御国の民として生かされています。彼が憧れていたところに生きているのです。ですから、天の御国の民であることは、その到来を知らせることよりももっと偉大なことなのです。実に私たちは、ヨハネやモーセや、ア

ブラハムやダビデよりも、そういう意味では偉大な者とされているのです。そのような自覚を持ってこの地上を天の御国の民として、天に国籍を持つ者として歩むことが必要です。

さらに「バプテスマのヨハネの日以来今日まで、天の御国は激しく攻められています。そして、激しく攻める者たちがそれを奪い取っています」(参：ルカ16:16)。ヨハネが宣教を開始し、イエス様にバプテスマを授けてから天の御国が始まりました。その天の御国の福音に積極的に応答し、どんな迫害をも恐れない激しさで求道する者が次々と起こされてきたのです。天の御国は、人種や民族の区別なく、だれでも求めるならば入れる、そのような福音の時代が到来したのです。それほど価値がある天の御国に私たちも入れていただき、生きながらにして天の御国の民とされ、ヨハネよりも偉大な者とされているのです。天の御国の民とされた者として、その御国の福音を宣言し、主がご支配される御国を拡大させ、世に平和をもたらす者でありたいと思いません。